

令和4年度
津山市農業委員会
(3月定例会議事録)

令和5年3月10日(金) 14時00分～
津山市役所 本庁舎2階 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出席委員(16名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 長森 健樹 | 3. 高畑 亨 | 4. 齊藤 主税 | 5. 仁木 紹祐 |
| 6. 尾島 宏明 | 7. 小島 仁太郎 | 8. 坂本 弘治 | 9. 筒塩 清美 |
| 10. 寺元 久郎 | 12. 大峪 毅 | 13. 吉野 夏己 | 14. 高山 一英 |
| 15. 大山 正志 | 16. 植本 幸男 | 17. 竹内 隆一 | 19. 山下 英男 |

欠席委員(3名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 2. 井家上 淑子 | 11. 岡田 成子 | 18. 太田 裕恭 |
|-----------|-----------|-----------|

事務局(7名)

吉田 局長	大田 次長	濃野 主幹	阿部 主査	定兼 主任
亀澤 主任	石田 主任			

議 事

- 議案第 89号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 90号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 91号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 92号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 93号 非農地証明願承認について
- 議案第 94号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 95号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 96号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）
- 報告第 16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 17号 農地改良届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00～)

吉田局長

定刻が参りましたので、令和5年3月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名中16名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、長森会長にお願いいたします。

長森会長

皆様、ご苦勞様です。3月に入り、温かくなり、農作業の準備が忙しくなる時期だと思えます。3区と7区の推進委員がお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りします。現在委員及び推進委員の改選の時期であるため、当該地区については欠員のままとし、改選によって復元したいと考えております。ご協力をよろしくお願いいたします。

農地法の改正に伴い、農地等の利用の推進、指針の改正案が出ておりますが、ご意見がある方は事務局までご返送ください。活動報告についても事務局へのご提出をお願いしたいと思います。

4月総会についてですが、4月定例会もあるため農業委員については原則参加いただきたいと思います。推進委員につきましては、コロナが収束しておらず、全員出席となると大人数となるため、状況を見ながら自由参加という形で調整したいと思っております。

それでは、議事進行を始めます。先程行われた運営委員会の報告を山下委員からよろしくお願いします。

山下委員

先ほど開催されました第12回運営委員会について、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思えますので、よろしくお願いします。

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

長森会長

ありがとうございました。続きまして議事録署名人を指名させていただきます。6番尾島委員、7番小島委員よろしくお願いします。

それでは、議案第89号農地法第3条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第89号の説明をいたします。

今回、津山地区から6件、加茂地区から1件、勝北地区から4件、久米地区から4件、合計15件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、大阪府泉南郡の75歳の男性から、下高倉西の79歳無職の女性への、贈与による所有権移転です。

続きまして1-2についてですが、岡山市北区の79歳の男性から、野村の70歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-3についてですが、高野本郷の49歳の男性から、同じく高野本郷の75歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-4についてですが、高野本郷の87歳の女性から、河面の65歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-5についてですが、千葉県千葉市の70歳の男性から、中島の50歳会社役員の男性への、増反による所有権移転です。

続きまして1-6についてですが、林田の84歳の女性、千葉県千葉市の89歳の女性、奈良県磯城郡の80歳の女性から、河辺の55歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。

以上、津山地区の申請6件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）	<p>続きまして、加茂地区の説明をいたします。</p> <p>2-1についてですが、加茂町塔中の44歳の男性から、加茂町青柳の49歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。</p> <p>以上、加茂地区の申請1件は全て、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。</p> <p>加茂地区の説明は以上です。</p>
事務局（勝北）	<p>続きまして、勝北地区の説明をいたします。</p> <p>4-1についてですが、市場の75歳の男性から、同じく市場の84歳農業の男性への増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして4-2についてですが、大岩の67歳の男性から、加茂町公郷に事務所を置く農事組合法人への増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして4-3についてですが、大阪府茨木市の70歳の男性から、赤磐市の36歳自営業の男性への新規就農による所有権移転です。営農計画書と計画書どおり営農に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。</p> <p>また、譲受人に対し、委員より面談を行っており、問題ない旨のご意見をいただいております。</p> <p>続きまして4-4についてですが、安井の90歳の女性から、同じく安井の69歳団体職員の男性への贈与による所有権移転です。</p> <p>以上、勝北地区の申請4件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。</p> <p>勝北地区の説明は以上です。</p>
事務局（久米）	<p>続きまして、久米地区の説明をいたします。</p> <p>5-1についてですが、一色の55歳の男性から、同じく一色の66歳農業の男性への増反による所有権移転です。</p> <p>続きまして5-2についてですが、広島市中区の71歳の男性から、久米川南の70歳会社役員の男性への、贈与による所有権移転です。</p> <p>続きまして5-3についてですが、宮尾の77歳の男性から、同じく宮尾の49歳会社員の男性への、贈与による所有権移転です。</p> <p>続きまして5-4についてですが、岡山市北区の相続財産管理人から、福田下の72歳自営業の男性への、増反による所有権移転です。</p> <p>以上、久米地区の申請4件は、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。なお、詳細は別紙調査書のとおりです。</p> <p>議案第89号の説明は以上です。</p>
長 森 会 長	<p>ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。</p>
高 山 委 員	<p>14番高山です。</p> <p>1-1についてですが、申請地及び所有農地について調査しましたが、管理が十分されており問題ありません。</p>
小 島 委 員	<p>7番小島です。</p> <p>1-2から1-4についてですが、それぞれの譲受人は適正に耕作されておられます。</p>
高 畑 委 員	<p>3番高畑です。</p> <p>1-5についてですが、申請地は管理状態にあり、譲受人の所有農地については推進委員から問題ない旨を伺っております。</p>
坂 本 委 員	<p>8番坂本です。</p> <p>1-6についてですが、譲受人は農地を適正に管理されていることを確認しており、問題ありません。</p>

山下委員	19番山下です。 2-1についてですが、頑張って農業をされており、問題ないと思います。
齊藤委員	4番齊藤です。 4-1についてですが、譲受人の息子さんが中心となって農業をされており、問題ありません。4-2についてですが、譲渡人が耕作できなくなり、法人へという事で問題ないと思います。
尾島委員	6番尾島です。 4-3から4-4についてですが、岡田委員に代わってご説明させていただきます。4-3についてですが、譲受人の住所が赤磐市ですが、ご両親が市内に居住されており、市内を農業拠点として通われております。ぶどうと黒豆を作付するという事で問題ありません。 4-4についてですが、親子間での贈与であり問題ないと思います。
筒塩委員	9番筒塩です。 5-1についてですが、譲受人は専業農家で酪農家として頑張っておられます。耕作状況も適正にされており、問題ないと思っております。
大塚委員	12番大塚です。 5-2及び5-3についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。
植本委員	16番植本です。 5-4についてですが、太田委員に代わってご説明させていただきます。太田委員から問題ないと伺っております。
長森会長	ありがとうございました。事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* 長森会長	ありません。
* 長森会長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
長森会長	ありません。 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
事務局(津山)	それでは次に議案第90号農地法第4条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。 議案の説明の前に、議案書に誤植がありましたので、お伝えいたします。 また、誤植があった場合には正誤表をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。誤植箇所ですが、議案書6ページの議案第90号農地法第4条の規定による許可申請承認についての、申請番号1-1番につきまして、備考欄に『土地改良区の意見書あり。』と記載しておりますが、『水利組合の意見書あり。』と訂正をお願いいたします。以上、お手数ではございますが、よろしく願いいたします。 それでは、議案第90号の説明をいたします。 今回、津山地区から2件、勝北地区から2件の合計4件の申請です。議案書のページは6ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。 1-1番及び1-2番は申請人及び申請事由などが同じであるため、一括して説明致します。1-1番・総社の田、1,310㎡及び1-2番・国分寺の田、1,709㎡の件です。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は、総社にお住いの男性です。転用事業者は、農作業を手伝ってくれていた父が亡くなったため、農地の縮小を図っており、太陽光発電施設を設置・管理しやすい土地である申請地を有効利用する為、自己所有の農地を転用するものです。転用にあたり、土地の形状を変えるような造成は行わないため、土砂が流出することは無いと考えます。また、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。1-1番については、高谷池水利組合から、1-2番については加茂川土地改良区から、それぞれ差

事務局（勝北）

し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・大岩の畑、1,087㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、大岩にお住まいの男性です。農地としての管理が労力的に難しく、将来のことを考え収益となる太陽光発電施設を設置するため申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、4-2番・大岩の畑、900㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、大岩にお住まいの男性です。農地としての管理が労力的に難しく、将来のことを考え収益となる太陽光発電施設を設置するため申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、高低差はなく、盛土は行わず、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第90号の説明は以上です。

長 森 会 長

ありがとうございました。続きまして、地区担当委員からご意見をお願いします。

大 山 委 員

15番大山です。

1-1についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。

坂 本 委 員

8番坂本です。

1-2についてですが、1-1の申請人と同一の方となります。事務局等の判断において問題なければ特に問題ありません。現地も確認しましたが、問題がある場所ではなかったと思います。

齊 藤 委 員

4番齊藤です。

4-1及び4-2についてですが、先ほど事務局から説明があったとおり、農地の管理が難しくなってきたため、転用の申請がされたものです。特に問題ありません。

長 森 会 長

只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

*

長 森 会 長

ありません。

ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

*

長 森 会 長

ありません。

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

続きまして議案第91号農地転用事業計画変更承認について事務局から説明をお願いします。

事務局（津山）

それでは、議案第91号の説明をいたします。

今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページは、8ページです。

1-1番・国分寺の田、5,800㎡の件についてです。この案件は、議案第92号の1-8番との関連議案となります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、二宮に本店を置く資本の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用目的は、特定建

築条件付売買予定地の建売住宅用地です。申請地において20棟の建売住宅用地として、令和4年8月5日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、隣接する土地の所有者から土地の売却の申し出があり、検討した結果、分譲地内の道路の安全性が高くなることなどから新たに1筆を追加し、区画を20区画から24区画に変更するため、事業計画変更承認申請がなされたものです。計画の変更にあたり、境界部分については擁壁や建築ブロック等を設置し、雨水については側溝を設け既存排水路に接続する計画となっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないこと、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べて同程度であると認められ、事業計画の変更はやむを得ないものと考えます。

議案第91号の説明は以上です。

長 森 会 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。それでは担当委員から意見をお願いします。

坂 本 委 員 8番坂本です。

長 森 会 長 当初の計画から隣地へ面積を広げるもので、詳細な図面を見ましたが、特に支障となるものは無いと確認しております。

長 森 会 長 只今、事務局並びに地区担当委員から説明がありましたが、ご質問等ありますか。

* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。

* ありません。

長 森 会 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

事務局（津山） 続きまして議案第92号農地法第5条の規定による許可申請承認について事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第92号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転10件、使用貸借権設定3件、加茂地区から所有権移転1件、勝北地区から所有権移転1件の合計15件の申請です。

議案書のページは9ページから13ページです。

1-1番・勝部の田、1,522㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場及び露天資材置場です。転用事業者は、志戸部に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用事業者は、現在借りている駐車場及び資材置場の土地の返還を求められており、会社に近く、利用条件の良い申請地を転用するものです。転用にあたり、30cm程度の盛り土を行う計画となっており、雨水については西側に新設する水路及び溜桝により既設水路に放流するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部農家組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-2番・高野山西の田、740㎡、所有権移転についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、露天資材置場です。転用事業者は、高野山西に本店を置く資本金の額1,000万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用事業者は、現在の資材置場が手狭となってきたり、会社から近く、資材の搬入・搬出のしやすい道路際の申請地を転用するものです。転用にあたり、大きな造成は行わず砂利を敷く計画となっており、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利組合から差し支えない旨の

承諾書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に該当しており、転用目的は農地区分からみて問題ないものと考えます。

1-3番・高野本郷の田、2,552㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約6.6mの建売住宅8棟及び道路です。全体の建ぺい率は24.4%です。転用事業者は、吹屋町に本店を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については擁壁を設置し、雨水については側溝を設け既存水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-4番・高野本郷の田、2,055㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約4.7mの建売住宅4棟と、木造2階建て全高約8.0mの建売住宅4棟及び道路です。全体の建ぺい率は27.6%です。転用事業者は、川崎に本店を置く資本金の額2,000万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分について西側は擁壁を設置し、北・南・東側は側溝を新設する計画になっており、雨水については新設した側溝から既存水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-5番・院庄の田、1,090㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設です。転用事業者は大阪府大阪市に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社で、主な事業は発電業です。転用にあたり、造成は行わず浸透性のある防草シートを敷く計画になっています。また、雨水については自然浸透及び、既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-6番・大谷の宅地等、284㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約4.9mの居宅1棟、カーポート及び倉庫で、建ぺい率は38.4%です。転用事業者は、岡山県苫田郡鏡野町にお住いの男性です。現在、アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、実家付近の父親の土地を借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、敷地内はコンクリートを打設し、雨水については敷地内に新設する溜桝に集水してから既存水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。さが井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-7番・河面の田、330㎡、所有権移転についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約6.9mの居宅1棟で、建ぺい率は

22.0%です。転用事業者は、岡山県勝田郡勝央町にお住いの男性です。現在、アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を買い受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界部分には擁壁を設置し、雨水については既存の排水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-8番・国分寺の田、1,087㎡、所有権移転についてです。この案件は、議案第91号の1-1番との関連議案となります。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約7.0mから7.9m程度の建売住宅24棟及び道路です。全体の建ぺい率は26.5%です。転用事業者は、二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については擁壁や建築ブロック等を設置し、雨水については側溝を設け既存排水路に接続する計画となっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-9番・河辺の田、366㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高約5.2mの居宅1棟で、建ぺい率は24.4%です。転用事業者は、国分寺にお住いの女性です。現在、アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、実家付近の父親の土地を借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近については擁壁又は水路等を設置し、雨水については敷地内に新設する水路等に集水してから既存水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。河辺合同池水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-10番・上田邑の宅地、188㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農業用倉庫で、施設の概要は、平屋建て全高約3.7mの倉庫1棟です。転用事業者は、上田邑にお住いの女性です。転用事業者は譲渡人の娘で、譲渡人が高齢で農業用倉庫の管理も難しくなってきたため、申請地を譲り受け管理するために、転用するものです。転用にあたり、境界付近は北東及び南東は隣接地と同じ高さであり、南西側と北西側は法面があるため、土砂の流出の恐れは少ない形状であることを確認しています。また、雨水については自然浸透及び既設水路に流入させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-11番・東一宮の田、1,038㎡、所有権移転についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地4区画になります。転用事業者は二宮に本店を置く資本金の額9,900万円の株式会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界付近は隣接する道路と同じ高さで造成し、雨水については既存水路に排水するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区

から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-12番・東一宮の雑種地、69㎡、所有権移転の追認案件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であるため、第3種と判断しています。転用目的は作業場及び物置で、施設の概要は、全高約2.9mの物置1棟です。転用事業者は、東一宮にお住いの男性です。転用事業者は左官仕事の為の作業場と物置として申請地を利用していましたが、農地法を理解しておらず許可を得ず利用していたため、今回是正のために、申請するものです。転用にあたり、境界付近はコンクリートブロック等が設置してあり、雨水については自然浸透で対応するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

1-13番・山方の田、233㎡、使用貸借権設定についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高約6.9mの居宅1棟で、建ぺい率は39.0%です。転用事業者は、東一宮にお住いの男性です。現在、アパートに住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になったため、実家付近の父親の土地を借り受け、居宅を建てるため転用するものです。転用にあたり、境界付近については隣接地と同じ高さまで造成し、雨水については既存水路に排水する計画になっています。また、生活雑排水については合併浄化槽で処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西山方町内会から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区の説明は以上です。

事務局（加茂）

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1番・加茂町下津川の田・畑、1,131.10㎡、所有権移転の追認案件です。農地区分は農用地区域内にある農地であり、用途変更の承認を受けているため、農業施設用地と判断しております。転用目的は牛舎及び倉庫で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高7m程度の牛舎及び倉庫1棟ずつ、子牛用運動場及び通路等です。転用事業者は、加茂町下津川にお住いの男性です。譲渡人は牛舎を建設して和牛の生産しており、譲受人に継承するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、高さ1m程度の法面があり、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂町下津川町内会から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

加茂地区の説明は以上です。

事務局（勝北）

続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1番・上村の宅地等514㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場及びドッグ・キャットランです。転用事業者は、西下にお住いの男性です。現在、申請地から約1.3キロのところ家族と居住して生活しておりますが、申請地及び隣接する空き家を譲り受け、申請地に自分と友人が飼育しているペット用のドッグ・キャットラン及びその駐車場、倉庫を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、南側には既存フェンスに沿って法面があり、ドッグ・キャットランとして使用するカ所には周囲をフェンスで囲み人工芝を敷き、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土

砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。上村町内会から、差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第92号の説明は以上です。

長 森 会 長 員 ありがとうございます。続きまして、担当委員からご意見を申し上げます。
大 山 委 員 15番大山です。
1-1についてですが、先ほど事務局の説明のとおり、自社の駐車場の拡大ということで、現在使用されている駐車場の隣ということで問題ありません。

小 島 委 員 7番小島です。
1-2から1-4についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。

高 畑 委 員 3番高畑です。
1-5についてですが、内容及び防除計画を計画どおり実施していただければ、周辺に与える悪影響について心配ないと思っております。

坂 本 委 員 8番坂本です。
1-6についてですが、特に問題ないと思います。

長 森 会 長 1番長森です。
1-7ですが、井家上委員に代わってご説明させていただきます。井家上委員より特に問題ないと伺っております。

坂 本 委 員 8番坂本です。
1-8及び1-9についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。

長 森 会 長 1番長森です。
1-10についてですが、事務局の説明のとおり追認案件であり、特に問題ありません。

仁 木 委 員 5番仁木です。
1-11についてですが、2筆で1枚の田となっております。3方向が道路に囲まれている農地でもあり、3種農地ということで問題ないと思います。
1-12についてですが、狭小の雑種地であり、追認案件ということで問題ありません。
1-13についてですが、地目が田ですが、庭の中にある畑の様相となっております。一般住宅を建てられるということで問題ありません。

竹 内 委 員 17番竹内です。
2-1についてですが、事務局の説明のとおり特に問題ありません。

尾 島 委 員 6番尾島です。
4-1についてですが、岡田委員から問題ない旨を伺っております。

長 森 会 長 事務局の説明並びに担当委員のご意見はお聞きのとおりと思いますが、本案につきましてご質問、ご意見等ございますか。
* ありません。

長 森 会 長 ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
* ありません。

長 森 会 長 異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。
続いて議案第93号非農地証明願承認について、筆頭者から説明をお願いします。

大 山 委 員 15番大山です。
1-1についてですが、以前から父親が酪農をされておりましたが、息子さんが農地の整理をされている中で、宅地化していることが分かったものです。牛舎の面影があり、また庭の一部ということで致し方ないと思います。
1-2についてですが、牛舎や乾燥場を建てられた時の残地であり、利用できない農地ということで致し方ないと思います。
1-3についてですが、以前から確認をしている農地であり、盛り土をした畑のような様相であること、また住宅地の真ん中であり、農業ができないということ

高畑委員	で、致し方ないと思っております。 3番高畑です。 1-4についてですが、所有者が市外に居住されており、遠方のため農業をすることが難しいということです。現況も雑草が繁茂しており、致し方ないと判断しております。
坂本委員	8番坂本です。 1-5についてですが、平成24年頃に造成した際に隣地との間に残った狭小の残地となります。致し方ないと思います。
仁木委員	5番仁木です。 1-6についてですが、致し方ないと思います。
尾島委員	6番尾島です。 4-1及び4-2についてですが、岡田委員に代わってご説明させていただきます。 4-1についてですが、平成20年頃に進入路及び車庫を建ててしまったということで致し方ないと思います。 4-2についてですが、県道拡張の際に駐車場や倉庫を建てられたようで、致し方ないと思います。
長森会長	筆頭者の説明はお聞きのとおりですが、本案について何かご質問やご意見はございますか。
*長森会長	ありません。
*長森会長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
*長森会長	ありません。
高畑委員	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、議案第94号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、筆頭者から説明をお願いします。
高畑委員	3番高畑です。 1-1についてですが、山林原野化しており、管理する方もいないため致し方ないと思います。
長森会長	ありがとうございます。只今、筆頭者の委員の方から説明がありましたが、本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
*長森会長	ありません。
*長森会長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
*長森会長	ありません。
事務局	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。 続きまして、議案第95号農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第95号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。 議案書のページは、18ページから26ページです。18ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、貸借権によるものが津山地区13件、加茂地区3件、阿波地区3件、勝北地区9件、久米地区10件の合計38件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
長森会長	議案第95号の説明は以上です。 議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。
*長森会長	ありません。
*長森会長	ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。
*長森会長	ありません。
長森会長	異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。

事 務 局	局長	<p>続きまして、議案第96号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第96号農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得及び配分）、を説明いたします。議案書のページは、27ページから28ページです。27ページに集計表を載せております。今回の利用集積計画は、加茂地区2件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>議案第96号の説明は以上です。</p>
長 森 会	長	<p>議案の説明は只今、お聞きいただいた通りでございます。本案につきまして何かご質問やご意見はございますか。</p>
* 長 森 会	長	<p>ありません。</p>
* 長 森 会	長	<p>ないようですので採決に移ります。本案について異議がありますか。</p>
長 森 会	長	<p>ありません。</p> <p>異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認します。</p>
事 務 局	局長	<p>続きまして、報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第16号について説明します。議案書のページは29ページから34ページです。今回は、相続によるものが6件59筆となっております。また、届出があった農地のうち現況が無断転用または、雑草繁茂だったものにつきましては、適正な手続きまたは管理をするよう通知しております。</p> <p>その他詳細は議案書のとおりです。</p>
長 森 会	長	<p>報告第16号の説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事 務 局	局長	<p>続きまして、報告第17号農地改良届出書の受理について事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第17号の説明をいたします。</p> <p>議案書のページで申しますと、35ページです。今回は、津山地区から1件です。</p> <p>1-1番につきまして、二宮の畑、1,299㎡の内130.4㎡について、畦畔が崩れるのを防ぐ為に畦畔の形成をするものです。</p>
長 森 会	長	<p>報告第17号の説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。議事はここで終わりましたが、委員の皆様から何か審議が必要な事案はありますか。</p>
* 長 森 会	長	<p>ありません。</p>
事 務 局	局長	<p>ないようですので事務局から次回の開催について説明をお願いします。</p> <p>次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。</p> <p>次回、4月の定例委員会ですが、令和5年4月10日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回、4月の定例委員会ですが、令和5年4月10日月曜日午後2時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。運営委員会は、午後1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、市役所本庁舎4階農業委員会室に午後1時30分までにお越しください。また、農業委員の皆様におかれましては、風邪の症状などの体調不良の場合は、参加の自粛いただくとともに健康管理の徹底をお願いいたします。</p>
長 森 会	長	<p>ありがとうございました。それではこれもちまして定例会の審議を終了いたします。</p>

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名する。

会 長 長 森 健 樹

署 名 委 員
